

登録試験の検討について

1) 登録試験のねらい

「選抜ではなく、習熟度の確認」

平成 22 年度実施の登録試験と同様、知床五湖利用調整地区ヒグマ活動期の利用ルールを把握し、実践できる知識・技術を有していることを確認するものとする。

2) 登録試験の方法

①更新登録者と新規養成者との試験方法の別について

更新登録者も新規養成者と同様の登録試験を受け、登録更新を行うこととする。ただし、当該年のヒグマ活動期において 20 回以上の引率回数があり、不適切な引率（遭遇回避や遭遇時の退避等での問題）がなかった者については、実地試験を免除する。

①登録試験説明会

平成 22 年度は任意参加の説明会であったが、研修の一環として必須とし、基本ルールや遭遇回避術等の確認を行う。

②筆記試験

国立公園利用調整地区制度、利用適正化計画などの基本ルール、ヒグマの生態、無線機・ヒグマ撃退スプレーなど道具の使用法や知床五湖の地理に関する知識の習熟度の確認を行う。

③実地試験

養成研修及び利用コントロール導入実験等を踏まえ、装備、ビジターへの注意事項説明、ヒグマとの遭遇回避、ヒグマ遭遇時の対応等について技術面の習熟度の確認を行う。検定員を 2 名配置し、それぞれの持ち点から減点させる。またこの検定員 2 名は必ず同じ者が行うこととする。

3) 実施体制・費用負担・試験実施日の設定

①実施体制

登録試験説明会・筆記試験は登録引率者審査部会の直営で実施する。一部テキスト等の作成を外部発注する。実地試験については、新規養成者が 16 名募集、更新登録者で実地試験を必要とする者は数名と見込まれ、合わせて 20 数名程度の受験が予想される。登録引率者審査部会で運営しつつも、試験にかかるスタッフの一部（検定員、ヒグマ役、無線担当等）を外部発注する。

②費用負担

試験にかかる経費の一部について、登録試験の検定料として徴収する。

③試験実施日の設定

登録試験説明会及び筆記試験は原則 1 日ずつとする（ただし、状況に応じ予備日を設けられる）。実地試験は受験人数に応じ複数日に分け実施する。10 名程度であれば 1 日で終了させる。日程についてはシーズン前に決定する。